

## 札幌運輸支局構内にて特別街頭検査を実施

自動車技術総合機構北海道検査部は、北海道運輸局札幌運輸支局、軽自動車検査協会札幌主管事務所及び札幌方面東警察署と連携し不正改造車を排除するため、特別街頭検査を実施しました。

その結果、172台の車両を検査し、車体からのタイヤの突出、窓ガラスへの着色フィルムの装着等の不正改造があった1台に対し、道路運送車両法に基づき、札幌運輸支局から整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

### 1. 実施日時及び場所

○実施日時: 令和7年10月17日(金) 18:30～20:00

○実施場所: 札幌市東区北28条東1丁目1-1

(北海道運輸局札幌運輸支局敷地内)

### 2. 不正改造車に対する改善処置命令

○検査車両数 四輪車: 172 台(うち二輪車: 3 台)

○整備命令書交付台数 四輪車: 1 台(うち二輪車: 0 台)

○主な不適合箇所 車体からのタイヤの突出、禁止されている後面への赤色灯火の取付、窓ガラスへの着色フィルム装着、後面への白色反射器取付 等



#### 【問い合わせ先】

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル 4階

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

電話: 03-5363-3441(代表)

FAX: 03-5363-3347